

令和 2年4月28日

市内各幼・小・中学校児童生徒の保護者の皆さまへ

相馬市教育委員会
教育長 福地憲司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る学校等の臨時休業の延長について（お知らせ）
保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止にご尽力・ご協力頂いていることに感謝申し上げます。

さて、4月28日（火）に、福島県教育委員会教育長より、「5月7日（木）以降は当面休業を延長する」との要請がありました。

つきましては、下記の通りとしますので、お知らせいたします。

記

1 小中学校並びに公立幼稚園の臨時休業について

臨時休業延長期間

(1) 令和2年5月7日(木)以降、当面の期間とします。学校の再開日については、おって連絡します。

※ 中学校の部活動についても同様に活動中止とします。

(2) 臨時休業期間の児童生徒・園児の生活について

- 連休中も含め、休業期間中は不要・不急の外出や人の多く集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごしてください。
- 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行ってください。
- 毎朝検温し、健康観察を実施してください。
(これまで同様、連絡帳等に記録をお願いします。)

(3) 臨時休業中の学校の対応について

- ① 小・中学校については、臨時休業中に担任等が家庭訪問を行う場合があります。実施する場合は学校から連絡があります。
- ② 臨時休業期間中の主な居所が自宅以外に変更になる場合は、学校へ連絡してください。

(4) 学習について

- これまで同様、各学校の指示に従ってください。学校再開後に、課題につ

いて個別指導等を行います。児童生徒が規則正しい生活を送り、学習習慣を継続できるように、教科書に基づき、前年度の臨時休業中の学習内容、4月～5月上旬に予定されている学習内容について、引き続き、家庭学習の指示を出します。それに基づいて、家庭学習を進めさせてください。

(5) 緊急連絡について

- 臨時休業中(土・日曜は除く)に、緊急に連絡したいことがありましたら学校まで連絡をお願いします。

2 その他

- 小学校児童の自宅待機について不安や困難がある場合には、4月20日に配付しました「相馬市子ども教室・園」の緊急利用について（お知らせ）を参照ください。

なお、園児については、常時預かりの申込みをしている園児を優先します。

- 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブは、長期休業期間と同様の対応を行います。

7時30分～18時15分までの利用となります。

- 臨時休業期間の学習内容を学校再開後に実施することになるため、カリキュラムを変更します。

- 運動施設の開放

- ・ 児童の居場所の確保及び健康保持、運動機会の確保のため、各学校において運動施設を開放します。
- ・ 対象児童生徒は、当該校に在籍する児童生徒とします。
- ・ 運動施設開放を行う日

令和2年5月7日（木）以降、土日を除いた学校が定める日

- 登校日

- ・ 緊急事態宣言の趣旨に基づき、原則として、登校日は設けません。